

予防訪問サービス

1. 予防訪問サービス提供基本サービス及び加算

※ 地域区分単価:1級地(1単位=11.40)

(1) 基本サービス

- 訪問型サービスⅠ
- 訪問型サービスⅡ
- 訪問型サービスⅢ

(2) 加算

- 初回加算
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等ベースアップ等支援加算Ⅰ

2. 利用料

【表】介護保険利用者負担金額

【表】予防訪問サービスおよび利用料一覧(根拠:国の規定)

		予防訪問サービス基本サービス							
		月定額							
		単位	金額(円)	9割(保険分:円)	1割(利用者負担分:円)	8割(保険分:円)	2割(利用者負担分:円)	7割(保険分:円)	3割(利用者負担分:円)
種別	訪問型サービスⅠ	1,176	13,406	12,065	1,341	10,724	2,672	9,384	4,022
	訪問型サービスⅡ	2,349	26,778	24,100	2,678	21,422	5,340	18,744	8,034
	訪問型サービスⅢ	3,727	42,487	38,238	4,249	33,989	8,471	29,740	12,747
		追加算定(1回につき)							
・月途中からの新規利用 ・上限回数を超える利用	週1回利用・回数	268	3,055	2,749	306	2,444	611	2,138	917
	週2回利用・回数	272	3,100	2,790	310	2,480	620	2,170	930
	週2回を超える利用・回数	287	3,271	2,943	328	2,616	655	2,289	982
初回加算(1月につき)		200	2,280	2,052	228	1,824	456	1,824	456
介護職員処遇改善加算(Ⅰ):13.7%		上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(13.7%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額							
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ):6.3%		上記の算定した単位数合計の介護職員等特定処遇改善加算(6.3%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額							
介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅰ):2.4%		上記の算定した単位数合計の介護職員等ベースアップ等支援加算(2.4%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額							

※2022(令和4)年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2022年10月1日から適用)

※2022(令和4)年7月より、援助の回数に上限が設定されました。週1回利用の場合は上限回数4、週2回利用の場合は上限回数8、週2回を超える利用の場合は上限回数12となります。上限回数を超えた場合は、1回の援助に限り追加算定で示される単位数が加算され、算定されます。

※月途中でのサービス開始においては、追加算定で示される単位数の回数分で算定されます。

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※千代田区介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。

※1ヶ月の利用定額と加算額を合計した金額を提示します。

金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。